

# ごみ処理施設整備・管理運営事業

## 実施方針

平成29年5月31日

知多南部広域環境組合

# 目 次

I	特定事業の選定に関する事項	1
1	事業内容に関する事項	1
2	特定事業の選定及び公表に関する事項	5
II	民間事業者の募集及び選定に関する事項	6
1	事業者の募集及び選定方法	6
2	事業者の募集及び選定の手順	6
3	入札参加者の備えるべき参加資格要件	7
4	審査及び選定に関する事項	12
III	民間事業者の責任の明確化等事業の適正かつ確実な実施の確保に関する事項	13
1	基本的考え方	13
2	予想されるリスクと責任分担	13
3	事業の実施状況のモニタリング	13
IV	公共施設等の立地並びに規模及び配置に関する事項	14
1	計画地に関する事項	14
V	特定事業契約の解釈について疑義が生じた場合における措置に関する事項	14
1	係争事由に係る基本的な考え方	14
2	管轄裁判所	14
VI	事業の継続が困難となった場合における措置に関する事項	15
1	事業者の責めに帰すべき事由により事業の継続が困難となった場合	15
2	組合の責めに帰すべき事由により事業の継続が困難となった場合	15
3	当事者の責めに帰すことのできない事由により事業の継続が困難となった場合	15
4	その他	15
VII	法制上及び税制上の措置並びに財政上及び金融上の支援に関する事項	16
1	法制上及び税制上の措置に関する事項	16
2	その他の支援	16
VIII	その他特定事業の実施に関し必要な事項	16
1	議会の議決	16
2	情報提供	16
3	応募に伴う費用負担	16

4 実施方針に関する問合せ先 .....	16
第1号様式.....	17
別紙1 計画地案内図.....	18
別紙2 事業スキーム図.....	19
別紙3 予想されるリスク及び組合と事業者のリスク分担表（案） .....	20

実施方針で用いる用語を以下のとおり定義する。

組合	: 知多南部広域環境組合をいう。愛知県ごみ焼却処理広域化計画に基づき、知多南部地域2市3町（半田市、常滑市、南知多町、美浜町及び武豊町）内にある3か所のごみ焼却施設を集約し、新たな広域施設を整備するため、平成22年4月1日に設置された一部事務組合である。
本事業	: ごみ処理施設整備・管理運営事業をいう。
特定事業の選定	: 民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成11年法律第117号）第7条に規定されている事項。同法の趣旨に基づき実施することが適切であると公共施設等の管理者等が認める事業を選定することをいう。
熱回収施設	: 知多南部地域2市3町（半田市、常滑市、南知多町、美浜町及び武豊町）で発生する、収集又は直接搬入による可燃ごみ及び可燃残渣のほか、し尿処理施設からの脱水汚泥を処理するとともに、処理に伴い発生する熱を回収し発電等を行う施設をいう。
不燃・粗大ごみ処理施設	: 知多南部地域2市3町（半田市、常滑市、南知多町、美浜町及び武豊町）で発生する、収集又は直接搬入による不燃ごみ及び粗大ごみを処理するとともに、処理に伴い発生する金属類等の資源物を回収する施設をいう。
管理・啓発棟	: 組合が熱回収施設及び不燃・粗大ごみ処理施設を管理するための諸室並びに環境啓発を行う諸室をいう。
計量棟	: 本施設に搬入される可燃ごみ、不燃ごみ、粗大ごみ、可燃残渣、脱水汚泥等を計量する施設をいう。
外構施設等	: 洗車場、駐車場、構内道路、植栽、門、囲障等その他をいう。
中継施設	: 熱回収施設を整備するにあたり地理的に中継輸送が合理的と考えられる南知多町及び美浜町で発生する一部の可燃ごみ及び粗大ごみ等の積替えを行う施設をいい、本事業とは別に組合が設計・建設、管理運営を行う。
環境センター	: 熱回収施設、不燃・粗大ごみ処理施設、管理・啓発棟、計量棟及び外構施設等から構成される、知多南部広域環境センターをいう。
本施設	: 環境センターをいう。
DBO方式	: Design（設計）、Build（建設）、Operate（運営）を民間事業者に一括して委ねる民活事業手法をいう。
S P C	: 選定された入札参加者の構成員が本事業の管理運営を実施するために株主として出資し設立する特別目的会社（Special-Purpose-Company）をいう。
事業者	: 組合と本事業の基本契約を締結する選定事業者をいう。選定された入札参加者の構成企業（落札者）及びS P Cで構成される。

設計企業	: 事業者のうち本施設の設計を行う者をいう。
建設企業	: 事業者のうち本施設の建設を行う者をいう。
管理運営企業	: 事業者のうち本施設の管理運営（ただし、中継廃棄物の運搬業務を除く）を行う者をいう。
中継廃棄物運搬企業	: 事業者のうち中継施設から環境センターへ中継する廃棄物の運搬を行う者をいう。
入札参加者	: 本事業の入札に参加する企業又は企業グループをいう。
構成企業	: 入札参加者を構成する企業をいう。
構成員	: 構成企業のうち、SPCへ出資する企業をいう。
協力企業	: 構成企業のうち、SPCへ出資しない企業をいう。
代表企業	: 入札参加者を代表する企業をいう。SPCの50%超の出資者となり、50%超の議決権割合を有する。
建設JV	: 組合と建設工事請負契約を締結する設計企業と建設企業による共同企業体をいう。なお、設計企業と建設企業が同一企業である場合は設立する必要はない。
基本協定	: 落札者決定後すぐに、組合と落札者が締結するものであり、特定事業契約締結のために、必要とする権利、義務及び手続きについて定めるものをいう。
基本契約	: 事業者の本事業を一括で発注するために、組合と事業者が締結する契約をいう。
建設工事請負契約	: 本事業の設計及び建設の実施のために、基本契約に基づき、組合と建設JV等が締結する契約をいう。
管理運営委託契約	: 本事業の管理運営の実施のために、基本契約に基づき、組合とSPC及び中継廃棄物運搬企業が締結する契約をいう。なお、SPC自ら運搬業務を実施する場合は、組合とSPCが締結する契約をいう。
特定事業契約	: 基本契約、建設工事請負契約及び管理運営委託契約の3つの契約をまとめた総称をいう。
モニタリング	: 事業者が実施する設計・建設及び管理運営の実施状況についての組合の監視をいう。

# I 特定事業の選定に関する事項

## 1 事業内容に関する事項

### (1) 事業名称

ごみ処理施設整備・管理運営事業

### (2) 対象となる公共施設等の種類

ごみ処理施設

### (3) 公共施設等の管理者

知多南部広域環境組合 管理者 靱山 芳輝

### (4) 事業目的

本事業は、組合圏域において発生し、収集又は直接搬入される可燃ごみや可燃残渣及びし尿処理施設からの脱水汚泥の適正な処理を行う熱回収施設と、不燃ごみ及び粗大ごみの適正な処理と資源回収を行う不燃・粗大ごみ処理施設から構成される環境センターを整備及び管理運営を行うとともに、中継施設に搬入される可燃ごみ、不燃ごみ及び粗大ごみについて、本施設への運搬を行うものである。

併せて、本事業において、組合が本施設の整備及び管理運営の業務を民間事業者に一括かつ長期的に委ねることにより、民間事業者が創意工夫をし、もって本施設の組合財政負担の縮減及び公共サービスの水準の向上を図ることを目的とする。

なお、本施設は限られた資源の有効利用や次世代エネルギーの活用を進め、環境への負荷の低減を図るとともに、循環型社会形成の一翼を担う施設として整備されることを目指している。

### (5) 本施設の概要

#### ア 熱回収施設

##### (ア) 建設予定地

愛知県知多郡武豊町字一号地地内（別紙1参照）

##### (イ) 施設規模

・ストーカ炉：141.5 t / 24h × 2 炉（283 t / 日）

##### (ウ) 受入廃棄物

知多南部地域2市3町（半田市、常滑市、南知多町、美浜町及び武豊町）で発生し、収集又は直接搬入される可燃ごみ、不燃ごみ及び粗大ごみ等の可燃残渣、し尿処理施設からの脱水汚泥等

#### イ 熱回収施設に関するその他施設

・管理・啓発棟

・計量棟

ウ 熱回収施設に関する外構施設等

- ・洗車場、駐車場、構内道路、植栽、門、囲障等その他

エ 不燃・粗大ごみ処理施設

(ア) 建設予定地

愛知県知多郡武豊町字一号地地内（別紙1参照）

(イ) 施設規模

14 t / 5 h (14 t / 日)

(ウ) 受入廃棄物

知多南部地域2市3町（半田市、常滑市、南知多町、美浜町及び武豊町）で発生し、収集又は直接搬入される不燃ごみ及び粗大ごみ

オ 不燃・粗大ごみ処理施設に関するその他施設

- ・管理・啓発棟（熱回収施設と兼ねる）
- ・計量棟（熱回収施設と兼ねる）
- ・ストックヤード

カ 不燃・粗大ごみ処理施設に関する外構施設等

- ・洗車場、駐車場、構内道路、植栽、門、囲障等その他（熱回収施設と兼ねる）

(6) 事業内容

ア 事業方式

本事業は、民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成11年法律第117号。以下「PFI法」という。）に準じて実施する事業であり、当該手続きにより選定された事業者（選定された入札参加者の構成企業及び入札参加者の構成員が本事業の管理運営を実施するために株主として出資し設立する特別目的会社（以下「SPC」という。）で構成される。）が、組合の所有となる本施設について整備及び管理運営を一括して受託するDBO方式とする。

イ 契約の形態

(ア) 組合と事業者は、本事業に係る基本契約を締結する。

(イ) 基本契約に基づいて、組合は、本施設の設計を行なう者（以下「設計企業」という。）と本施設の建設を行なう者（以下「建設企業」という。）による共同企業体等（設計企業と建設企業が同一企業の場合は当該企業。以下「建設JV等」という。）と本事業に係る建設工事請負契約を締結する。

(ウ) 基本契約に基づいて、組合は、SPC及び中継廃棄物運搬企業と本事業に係る管理運営委託契約を締結する。なお、SPC自ら運搬業務を実施する場合は、組合は、SPCと本事業に係る管理運営委託契約を締結する。

(エ) 基本契約、建設工事請負契約、管理運営委託契約（以上の3つの契約をまとめて、以下「特定事業契約」という。）の各々についての締結主体を「別紙2 事業スキーム図」に示す。

## ウ 事業期間

事業期間は、次のとおりとする。

- (ア) 設計・建設期間：契約締結日の翌日から平成34年3月まで
- (イ) 管理運営期間：平成34年4月から平成54年3月までの20年間

## エ 事業期間終了後の措置

事業者は、事業期間終了時に本施設を組合が定める明け渡し時における施設の要求水準を満足する状態に保って、組合に引継ぐものとする。

なお、本施設の事業期間終了時の措置について、管理運営開始後16年目の時点で、組合及び事業者は協議を開始するものとする。

## オ 事業の対象となる業務範囲

### (ア) 事業者が行う業務

#### ①本施設の設計に関する業務

- 1) 本施設の設計
- 2) 測量・地質等の組合が提示する調査結果以外に必要な調査
- 3) 組合の循環型社会形成推進交付金（以下「交付金」という。）申請支援及び交付金申請に付随する申請支援
- 4) 組合が行うその他許認可申請支援
- 5) その他これらを実施する上で必要な業務

#### ②本施設の建設に関する業務

- 1) 本施設の建設
- 2) 建設工事に係る各種許認可申請等
- 3) 組合の環境影響評価に関する支援
- 4) 近隣対応（事業者が負担すべき範囲）
- 5) その他これらを実施する上で必要な業務

#### ③本施設の管理運営に関する業務

- 1) 受付業務
- 2) 運転管理業務
- 3) 維持管理業務
- 4) 情報管理業務
- 5) 環境管理業務
- 6) 物品・用役調達業務
- 7) 運搬業務（中継施設から本施設までの廃棄物の運搬）
- 8) 資源化業務（本施設からの鉄等の金属類）
- 9) 武豊町屋内温水プール（仮称）への熱エネルギーの供給
- 10) 啓発業務
- 11) 見学者対応及び見学者（行政視察）対応支援、近隣対応等の関連業務



(イ) 組合側が行う業務

①本施設の設計・建設に関する業務

- 1) 近隣同意の取得・近隣対応（組合が負担すべき範囲）
- 2) 本施設の環境影響評価調査
- 3) 交付金申請及び交付金申請に付随する申請手続き
- 4) 施設設置に係る届出・許可等
- 5) 本施設の設計・建設工事監理
- 6) その他これらを実施する上で必要な業務

②本施設の管理運営に関する業務

- 1) 近隣対応（組合が負担すべき範囲）
- 2) 運営モニタリング
- 3) 本施設の見学者対応（行政視察）
- 4) 売電業務
- 5) 熱回収施設からの焼却残渣等及び不燃・粗大ごみ処理施設からの不燃残渣等の運搬・処分
- 6) その他これらを実施する上で必要な業務

カ 事業者の収入

本事業における事業者の収入は、次のとおりである。

(ア) 本施設の整備に係る対価

組合は、本施設の設計業務及び建設業務に係る対価について、施設整備費として建設JV等に支払う。支払いは、基本的に出来高に応じて支払うものとする。

(イ) 本施設の管理運営に係る対価

組合は、事業者が実施する本施設の管理運営業務（ただし、中継廃棄物の運搬業務を除く）に係る対価を、管理運営委託料として管理運営期間にわたってSPCに支払う。管理運営委託料は、年に1回改定することができるものとする。なお、管理運営委託料は、固定料金と変動料金（可燃ごみ等の処理量等に応じて変動）で構成されるものとする。

(ウ) 運搬業務に係る対価

組合は、事業者が実施する運搬業務に係る対価を、運搬委託料として管理運営期間にわたってSPCに支払う。なお、運搬業務を中継廃棄物運搬企業が実施する場合、SPCは、組合から支払われる当該運搬委託料を、中継廃棄物運搬企業から授権を受けた代理人として代理受領するものとし、SPCは、代理受領した当該運搬委託料を中継廃棄物運搬企業に支払うものとする。

運搬委託料は、年に1回改定することができるものとする。なお、運搬委託料は、変動料金（可燃ごみ等の処理量等に応じて変動）で構成されるものとする。

キ 組合が適用を予定している交付金について

組合は、本事業の実施に関して、交付金の適用を予定している。交付金の申請等の手続きは組合において行うが、建設JV等は申請手続きに必要な書類の作成等につ

いて組合を支援するものとする。

(7) 事業スケジュール (予定)

ア 落札者の決定	平成 30 年 6 月
イ 基本協定の締結	平成 30 年 6 月
ウ 特定事業契約の仮契約の締結	平成 30 年 7 月
エ 契約議案の議会への提出	平成 30 年 8 月
オ 特定事業契約の本契約の締結	平成 30 年 8 月
カ 本施設の整備	契約締結日～平成 34 年 3 月
キ 本施設の供用開始	平成 34 年 4 月
ク 本施設の管理運営	平成 34 年 4 月～平成 54 年 3 月 (20 年間)

(8) 地域貢献

事業者は、設計・建設の実施において、地元業者を活用するとともに、資材、物品の調達での地域産、地元業者の利用、また管理運営の実施における地域内での雇用確保など、本事業を通じて地域の活性化に貢献する。

(9) 関係法令等の遵守

組合及び事業者は、本事業を実施するにあたり、廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和 45 年法律第 137 号。以下「廃掃法」という。)をはじめ必要な関係法令、条例、規則及び要綱等を遵守しなければならない。

## 2 特定事業の選定及び公表に関する事項

(1) 選定基準

本事業をDBO事業として実施することにより、事業期間を通じた組合の財政負担の縮減を期待できる場合又は組合の財政負担が同一の水準にある場合において公共サービスの水準の向上を期待できる場合、本事業を特定事業として選定する。

(2) 選定方法

組合の財政負担見込額の算定に当たっては、将来の費用と見込まれる財政負担の総額を算出のうえ、これを現在価値に換算することにより評価を行う。また、公共サービスの水準については、できる限り定量的な評価を行うこととするが、定量化が困難な場合には客観性を確保したうえで定性的な評価を行う。

(3) 選定結果の公表

組合は、特定事業の選定を行ったときは、その判断の結果を評価の内容と合わせ、速やかに公表する。また、特定事業の選定を行わないことにしたときも、同様に公表する。

## II 民間事業者の募集及び選定に関する事項

### 1 事業者の募集及び選定方法

組合は、本事業への参加を希望する事業者を広く公募し、透明性及び公平性の確保に十分留意して事業者を選定する。なお、事業者の募集及び選定は、総合評価一般競争入札方式により行う予定である。

### 2 事業者の募集及び選定の手順

#### (1) 事業者の募集・選定スケジュール（予定）

本事業における事業者の募集・選定スケジュール（予定）は、次のとおりとする。

平成 29 年 5 月 31 日（水）	実施方針の公表
平成 29 年 6 月 12 日（月） ～ 6 月 15 日（木）	実施方針に対する質問及び意見の受付
平成 29 年 7 月 13 日（木）	実施方針に対する質問及び意見への回答の公表
平成 29 年 8 月下旬	特定事業の選定・公表
平成 29 年 9 月上旬	入札公告（入札説明書等の公表）
平成 29 年 9 月下旬	入札説明書等に対する質問の受付（第 1 回）
平成 29 年 10 月中旬	入札説明書等に対する質問への回答の公表（第 1 回）
平成 29 年 11 月中旬	参加表明書、参加資格審査申請書類受付
平成 29 年 11 月下旬	参加資格審査結果の通知
平成 29 年 12 月上旬	入札説明書等に対する質問の受付（第 2 回）
平成 29 年 12 月下旬	入札説明書等に対する質問への回答の公表（第 2 回）
平成 30 年 1 月下旬	提案書の受付（入札）
平成 30 年 6 月	落札者の決定及び公表
平成 30 年 6 月	基本協定締結
平成 30 年 7 月	特定事業契約の仮契約締結
平成 30 年 8 月	特定事業契約の本契約締結

#### (2) 応募手続き等

##### ア 実施方針に対する質問及び意見の受付

実施方針に関する質問及び意見を、第 1 号様式により以下のとおり受け付ける。

(ア) 受付期間：平成 29 年 6 月 12 日（月）から 6 月 15 日（木）午後 3 時まで

(イ) 提出方法：質問及び意見の提出方法は、原則として、添付の第 1 号様式に記入の上、電子メールに記入済みの同様式のファイル（Microsoft Excel 形式）を添付し、知多南部広域環境組合に送信して提出することとする。なお、提出者は電話により、着信の確認を行うこと。

○事務局：知多南部広域環境組合

〒470-2392 愛知県知多郡武豊町字長尾山 2 番地 武豊町役場内

○Eメールアドレス：nanbukouiki@etude.ocn.ne.jp

○電話番号：0569-84-1007

イ 実施方針に対する質問及び意見への回答の公表

提出された質問及び意見に対する回答は、平成 29 年 7 月 13 日（木）までに、組合のホームページにおいて公表する。ただし、提出者名は公表しない。

ウ 特定事業の選定・公表

組合は、実施方針に関する質問及び意見を踏まえ、本事業をDBO事業として実施することが適切であると認める場合、本事業を特定事業として選定し、平成 29 年 8 月下旬に組合のホームページにおいて公表する。

エ 入札公告（入札説明書等の公表）

組合は、平成 29 年 9 月上旬に入札公告を行い、入札説明書、要求水準書、特定事業契約書（案）、落札者決定基準及び様式集を公表する。

オ 入札説明書等の公表以降について

入札説明書等の公表以降の手続きについては、入札説明書において提示する。

### 3 入札参加者の備えるべき参加資格要件

(1) 入札参加者の構成等

入札参加者の構成等は、次のとおりとする。

ア 入札参加者は、設計企業、建設企業、管理運営企業及び中継廃棄物運搬企業を含む複数の企業のグループ（ある企業がこれらの役割のいくつかを兼任することも認める。）により構成されるものとする。

イ 入札参加者は、構成員及び協力企業から構成されるものとし、これら以外の者の入札参加者への参画は認めない。

ウ 入札参加者の構成企業のうち、熱回収施設プラント担当、不燃・粗大ごみ処理施設プラント担当の設計企業、建設企業及び管理運営企業は構成員とし、これらの企業以外は構成員又は協力企業とする。

エ 入札参加者は、構成員のうち熱回収施設プラントの設計・建設企業を、組合との交渉窓口となる代表企業とすること。また、代表企業のSPCへの出資比率は50%超とするとともに、50%超の議決権割合を有するものとする。

オ 入札参加者は、参加表明書及び参加資格審査申請書類の提出時に構成企業を明らかにするとともに、それぞれが本事業の遂行上果たす役割等を明らかにすること。

カ 本事業の設計・建設業務を建設JVにより実施する場合は、特定建設工事共同企業体（甲型）とするとともに、代表企業が建設JVの代表者となるものとする。

キ 入札参加者の構成企業は、原則として、他の入札参加者の構成企業になることはできない。ただし、中継廃棄物運搬企業が協力企業として参加する場合にはこの限りではない。なお、組合が事業者と特定事業契約を締結後、選定されなかった入札参加者の構成企業が事業者の業務等を支援及び協力することは可能とする。

ク 落札者は、仮契約締結時までにSPCを知多南部地域2市3町（半田市、常滑市、南知多町、美浜町及び武豊町）のいずれかにおいて設立するものとする。ただし、

本施設所在地をSPC本店所在地として登記することはできない。

- ケ 入札参加者の構成員は全てSPCへ出資することとし、入札参加者の構成員以外の者の出資は認めない。
- コ SPCに出資する全ての企業は、特定事業契約が終了するまでSPCの株式を保有し続けるものとし、組合の事前の書面による承諾がある場合を除き、譲渡、担保権等の設定その他の一切の処分を行ってはならない。

## (2) 入札参加者の要件

入札参加者の構成企業は、次の各号の要件を満たしていなければならない。

- ア 本事業を円滑に遂行できる安定的かつ健全な財務能力を有していること。
- イ 本事業を効率的かつ効果的に実施できる経験及びノウハウを有していること。
- ウ 構成企業の役割に応じて、愛知県又は知多南部地域2市3町（半田市、常滑市、南知多町、美浜町及び武豊町）のいずれかの平成29年度入札参加資格を有していること。
- エ 設計企業は、次の要件を全て満たしていること。なお、設計企業の役割を、建屋担当、熱回収施設プラント担当、不燃・粗大ごみ処理施設プラント担当に分類し、それぞれを別個の企業によって実施することが可能である。ただし、熱回収施設プラントの設計及び建設を実施する者並びに不燃・粗大ごみ処理施設プラントの設計及び建設を実施する者はそれぞれ同一企業とする。
  - (ア) 建屋の設計を実施する企業にあっては、次の要件を全て満たしていること。
    - ①建築士法（昭和25年法律第202号）第23条の規定に基づく一級建築士事務所の登録を行っていること。
    - ②地方公共団体の一般廃棄物処理施設（焼却施設）の建屋の設計実績が1件以上あること。
    - ③参加表明書の提出期限日において、愛知県又は知多南部地域2市3町（半田市、常滑市、南知多町、美浜町及び武豊町）のいずれかの入札参加資格名簿において、設計・測量・建設コンサルタント等業務のうち建築設計に登録されていること。
  - (イ) 熱回収施設におけるプラントの設計を実施する企業にあっては、以下の全ての要件に該当する地方公共団体の一般廃棄物処理施設（ストーカ炉施設）の元請での設計実績を1件以上有すること。
    - ①ボイラータービン発電設備を有する施設
    - ②施設規模283t/日以上かつ1炉あたり141t/日以上の施設
    - ③平成14年12月以降に竣工した施設
  - (ウ) 不燃・粗大ごみ処理施設におけるプラントの設計を実施する企業にあっては、以下の全ての要件に該当する地方公共団体の一般廃棄物処理施設の元請での設計実績を1件以上有すること。
    - ①不燃ごみ・粗大ごみを対象とした低速回転破砕機、高速回転破砕機、磁選機、アルミ選別機を有する施設

- ②参加表明書の提出期限日において1年以上の稼働実績を有する施設
- オ 建設企業は、次の要件を全て満たしていること。なお、建設企業の役割を、建屋担当、熱回収施設プラント担当、不燃ごみ・粗大ごみ処理施設プラント担当に分類し、それぞれを別個の企業によって実施することが可能である。ただし、熱回収施設プラントの設計及び建設を実施する者並びに不燃・粗大ごみ処理施設プラントの設計及び建設を実施する者はそれぞれ同一企業とする。
- (ア) 建屋の建設を実施する企業にあつては、次の要件を全て満たしていること。
- ①建設業法（昭和24年法律第100号）第3条第1項の規定による建築一式工事の特定建設業の許可を受けていること。
  - ②建設業法に規定する建築一式工事に係る経営事項審査結果の総合評点が参加表明書の提出期限日において900点以上であること。
  - ③参加表明書の提出期限日において、愛知県又は知多南部地域2市3町（半田市、常滑市、南知多町、美浜町及び武豊町）のいずれかの入札参加資格名簿において、建築一式工事に登録されていること。
- (イ) 熱回収施設におけるプラント及び不燃・粗大ごみ処理施設の建設を実施する企業にあつては、次の要件を全て満たしていること。
- ①建設業法第3条第1項の規定による清掃施設工事の特定建設業の許可を受けていること。
  - ②建設業法に規定する清掃施設工事に係る経営事項審査結果の総合評点が参加表明書の提出期限日において1,000点以上であること。
  - ③参加表明書の提出期限日において、愛知県又は知多南部地域2市3町（半田市、常滑市、南知多町、美浜町及び武豊町）のいずれかの入札参加資格名簿において、清掃施設工事に登録されていること。
- (ウ) 熱回収施設におけるプラントの建設を実施する企業にあつては、以下の全ての要件に該当する地方公共団体の一般廃棄物処理施設（ストーカ炉施設）の元請での建設実績を1件以上有すること。
- ①ボイラータービン発電設備を有する施設
  - ②施設規模283t/日以上かつ1炉あたり141t/日以上施設
  - ③平成14年12月以降に竣工した施設
- (エ) 不燃・粗大ごみ処理施設におけるプラントの建設を実施する企業にあつては、以下の全ての要件に該当する地方公共団体の一般廃棄物処理施設の元請での建設実績を1件以上有すること。
- ①不燃ごみ・粗大ごみを対象とした低速回転破砕機、高速回転破砕機、磁選機、アルミ選別機を有する施設
  - ②参加表明書の提出期限日において1年以上の稼働実績を有する施設
- カ 管理運営企業は次の要件を全て満たしていること。なお、管理運営企業の役割を、運転管理業務担当、維持管理業務担当、その他の管理運営業務担当に分類し、それぞれを別個の企業によって実施することが可能である。複数の企業で管理運営業

務を実施する場合は、各業務を行う企業毎に、次の要件を満たしていること。

- (ア) 運転管理業務及び維持管理業務を実施する企業については、廃棄物中間処理施設の運転管理に直接起因し、廃掃法に基づく罰金以上の刑に処せられたことのある者においては、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から5年を経過していること。
- (イ) 運転管理業務及び維持管理業務を実施する企業については、本施設の管理運営にあたり、事業者の責務を達成するために必要な資格者を配置できること。
- (ウ) 維持管理業務を実施する企業を除く管理運営企業については、参加表明書の提出期限日において、愛知県又は知多南部地域2市3町(半田市、常滑市、南知多町、美浜町及び武豊町)のいずれかの入札参加資格名簿において、物品等調達のうち役務の提供等に登録されていること。
- (エ) 熱回収施設の運転管理業務を実施する企業については、以下の全ての要件に該当する地方公共団体の一般廃棄物処理施設(ストーカ炉施設)の運転管理実績を1件以上有すること。
  - ①ボイラータービン発電設備を有する施設
  - ②平成14年12月以降に竣工した施設
- (オ) 不燃・粗大ごみ処理施設の運転管理業務を実施する企業については、以下の全ての要件に該当する地方公共団体の一般廃棄物処理施設の運転管理実績を1件以上有すること。
  - ①不燃ごみ及び粗大ごみを対象とした高速回転破碎機を有する施設
  - ②参加表明書の提出期限日において1年以上の稼働実績を有する施設
- (カ) 熱回収施設及び不燃・粗大ごみ処理施設の維持管理業務を実施する企業については、次の要件を全て満たしていること。
  - ①参加表明書の提出期限日において建設業法第3条第1項の規定による清掃施設工事の特定建設業の許可を受けており、参加表明書の提出期限日において、愛知県又は知多南部地域2市3町(半田市、常滑市、南知多町、美浜町及び武豊町)のいずれかの入札参加資格名簿において、清掃施設工事に登録されていること。
  - ②熱回収施設においては(エ)、不燃・粗大ごみ処理施設においては(オ)の要件の施設において、維持管理実績を1件以上有すること。
- (キ) 熱回収施設の運転管理業務又は維持管理業務を実施する企業については、廃棄物処理施設技術管理者に成り得る資格を有し、(エ)の要件の施設において現場総括責任者としての経験を有する技術者を熱回収施設の現場総括責任者として運営開始後2年間以上配置できること。
- (ク) 不燃・粗大ごみ処理施設の運転管理業務又は維持管理業務を実施する企業については、廃棄物処理施設技術管理者に成り得る資格を有し、(オ)の要件の施設において現場総括責任者としての経験を有する技術者を不燃・粗大ごみ処理施設の現場総括責任者として運営開始後2年間以上配置できること。

キ 中継廃棄物運搬企業は、次の要件を全て満たしていること。

(ア) 廃棄物の運搬に直接起因し、廃掃法に基づく罰金以上の刑に処せられたことのある者においては、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から5年を経過していること。

(イ) 参加表明書の提出期限日において、愛知県又は知多南部地域2市3町(半田市、常滑市、南知多町、美浜町及び武豊町)のいずれかの入札参加資格名簿において、物品等調達のうち役務の提供等に登録されていること。

### (3) 入札参加者の構成企業の制限

次に該当する者は、入札参加者の構成企業となることはできない。

ア 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当する者

イ 愛知県又は知多南部地域2市3町(半田市、常滑市、南知多町、美浜町及び武豊町)のいずれかにおいて指名停止期間中である者

ウ 最近1年間の法人税、法人事業税、消費税、地方税を滞納している者

エ 会社法(平成17年法律第86号)に基づく特別清算開始命令がなされている者

オ 会社更生法(昭和27年法律172号)に基づき更生手続き開始の申立をしている者又は民事再生法(平成11年法律225号)に基づき再生手続き開始の申立をしている者

カ PFI法第9条の各号の規定に該当する者

キ 本事業に係るアドバイザー業務に関与したパシフィックコンサルタンツ株式会社及び日比谷パーク法律事務所、また、これらと資本面及び人事面において関連のある者(「資本面において関連のある者」とは、当該企業の発行済株式総数の100分の50を超える株式を有し、又はその出資の総額の100分の50を超える出資をしている者をいう。「人事面において関連がある者」とは、当該企業の代表権を有する役員を兼ねている者をいう。)

ク 本事業の「ごみ処理施設整備・管理運営事業者選定審査委員会」の委員及びその者と資本面及び人事面において関連がある者

### (4) 参加資格の確認

参加資格の確認は、参加表明書の提出期限日とする。ただし、参加資格確認後、落札者決定までの期間に入札参加者の構成企業が(1)もしくは(2)の参加資格要件を欠くこととなる事態が生じた場合又は(3)に該当することとなる事態が生じた場合には、当該入札参加者は失格とする。

参加表明書提出以降、入札参加者の構成企業の変更は原則として認めないが、参加資格確認後、本事業への参加資格要件を欠くこととなるおそれが生じた場合、速やかに組合へ申し出をし、内容がやむを得ない事情である場合、代表企業以外の構成企業については、組合の許可のうえ、これを決定する。

なお、(3)イについて、指名停止開始前までに申し出た場合は、組合はその事情等を勘案したうえで、指名停止開始後であっても代表企業以外の構成企業については入



れ替えを認める場合がある。

#### 4 審査及び選定に関する事項

##### (1) 事業提案内容の審査

事業提案の審査は、選定手続きの透明性及び公平性を確保し、専門的知見に基づいた審査を行うことを目的として設置した学識経験者等で構成される「知多南部広域環境組合ごみ処理施設整備・管理運営事業者選定審査委員会」(以下「審査委員会」という。)において行う。

##### (2) 審査の手順及び方法

###### ア 参加資格審査

組合は、参加表明時に提出する参加資格審査申請書類について、参加資格要件の具備を確認し、参加資格審査結果を入札参加者に通知する。

###### イ 入札書類審査

組合は、あらかじめ設定した「落札者決定基準」にしたがって、審査委員会において入札書類の審査を総合評価の方法により行い、最優秀提案を選定する。

###### ウ 審査事項

落札者決定基準に示すとおりとする。

###### エ 審査結果

落札者決定後に公表する。

### **Ⅲ 民間事業者の責任の明確化等事業の適正かつ確実な実施の確保に関する事項**

#### **1 基本的考え方**

本事業における責任分担の考え方は、組合と事業者が適正にリスクを分担することにより、低廉で質の高いサービスの提供を目指すものであり、本施設の整備及び管理運営の責任は、原則として事業者が負うものとする。ただし、組合が負うべき合理的な理由がある事項については、組合が負うものとする。

#### **2 予想されるリスクと責任分担**

予想されるリスク及び組合と事業者の責任分担は、原則として別紙3に定めるとおりとし、責任分担の程度や具体的な内容については、特定事業契約に定めるものとする。

#### **3 事業の実施状況のモニタリング**

組合は、事業者が実施する本施設の整備及び管理運営について、モニタリングを行う。モニタリングの方法、内容等については、特定事業契約に定める。

#### IV 公共施設等の立地並びに規模及び配置に関する事項

##### 1 計画地に関する事項

###### (1) 環境センター

住所	愛知県知多郡武豊町字一号地地内
面積	敷地全体面積：約 5.0ha
区域区分	知多都市計画区域
用途地域	工業専用地域
容積率	200%
建ぺい率	60%
その他	特になし

###### (2) 中継施設

住所	愛知県知多郡南知多町大字内海字檜木 77-1 (知多南部クリーンセンター敷地内)
面積	敷地全体面積：約 6.9ha
区域区分	知多都市計画区域
用途地域	市街地調整区域
容積率	200%
建ぺい率	60%
その他	特になし

#### V 特定事業契約の解釈について疑義が生じた場合における措置に関する事項

##### 1 係争事由に係る基本的な考え方

特定事業契約の解釈について疑義が生じた場合、組合と事業者は、誠意をもって協議するものとする。また、協議が整わない場合は、法令及び特定事業契約中に規定する具体的措置に従う。

##### 2 管轄裁判所

特定事業契約に関する紛争については、名古屋地方裁判所半田支部を合意による第一審の専属管轄裁判所とする。

## VI 事業の継続が困難となった場合における措置に関する事項

本事業において、事業の継続が困難となった場合には、次の措置をとるものとする。

### 1 事業者の責めに帰すべき事由により事業の継続が困難となった場合

- (1) 事業者の提供するサービスが、特定事業契約で定める事業者の責めに帰すべき事由により債務不履行又はその懸念が生じた場合、組合は事業者に対して改善勧告を行い、一定期間内に改善策の提出・実施を求めることができる。事業者が当該期間内に改善をすることができなかつたとき、組合は特定事業契約を解除することができる。
- (2) 事業者が倒産又は財務状況が著しく悪化し、その結果特定事業契約に基づく事業の継続的履行が困難と合理的に考えられる場合、組合は特定事業契約を解除することができる。
- (3) 前2号の規定により組合が特定事業契約を解除した場合、事業者は組合に生じた損害を賠償しなければならない。

### 2 組合の責めに帰すべき事由により事業の継続が困難となった場合

- (1) 組合の責めに帰すべき事由に基づく債務不履行により事業の継続が困難となった場合、事業者は特定事業契約を解除することができる。
- (2) 前号の規定により事業者が特定事業契約を解除した場合、組合は事業者に生じた損害を賠償する。

### 3 当事者の責めに帰すことのできない事由により事業の継続が困難となった場合

不可抗力その他組合又は事業者の責めに帰すことのできない事由により事業の継続が困難となった場合、組合及び事業者は、事業継続の可否について協議する。

- (1) 設計・建設期間において、一定の期間内に協議が整わない場合、組合は相手方に事前に書面でその旨を通知することにより、建設工事請負契約を解除することができる。その場合、管理運営委託契約についても解除することができる。
- (2) 管理運営期間において、組合及び事業者は、それぞれの相手方に事前に書面でその旨を通知することにより、管理運営委託契約を解除することができる。

### 4 その他

事業の継続が困難となった場合、措置の詳細は特定事業契約に定める。

## Ⅶ 法制上及び税制上の措置並びに財政上及び金融上の支援に関する事項

### 1 法制上及び税制上の措置に関する事項

組合は、P F I 法に規定する法制上及び税制上の措置の支援を予定していない。

### 2 その他の支援

国等が実施する法制上及び税制上の措置並びに財政上及び金融上の支援を事業者が受けられる場合、組合は支援を受けることができるよう努める。

## Ⅷ その他特定事業の実施に関し必要な事項

### 1 議会の議決

組合は、特定事業契約の締結に当たって、平成 30 年 8 月（予定）の組合議会において議決する予定である。

### 2 情報提供

情報提供は、適宜、組合のホームページにおいて行う。

### 3 応募に伴う費用負担

応募に伴う費用は、すべて入札参加者の負担とする。

### 4 実施方針に関する問合せ先

知多南部広域環境組合

〒470-2392

愛知県知多郡武豊町字長尾山 2 番地

武豊町役場内

電 話 0569-84-1007

F A X 0569-84-1008

E-mail nanbukouiki@etude.ocn.ne.jp

実施方針に対する質問及び意見

知多南部広域環境組合 管理者 榊山 芳輝 様

質問及び意見者 会社名  
 所在地  
 担当者  
 氏 名  
 所 属  
 電 話  
 F A X  
 E-Mail

ごみ処理施設整備・管理運営事業の実施方針に対して、以下の質問及び意見がありますので提出します。

■実施方針に関する質問

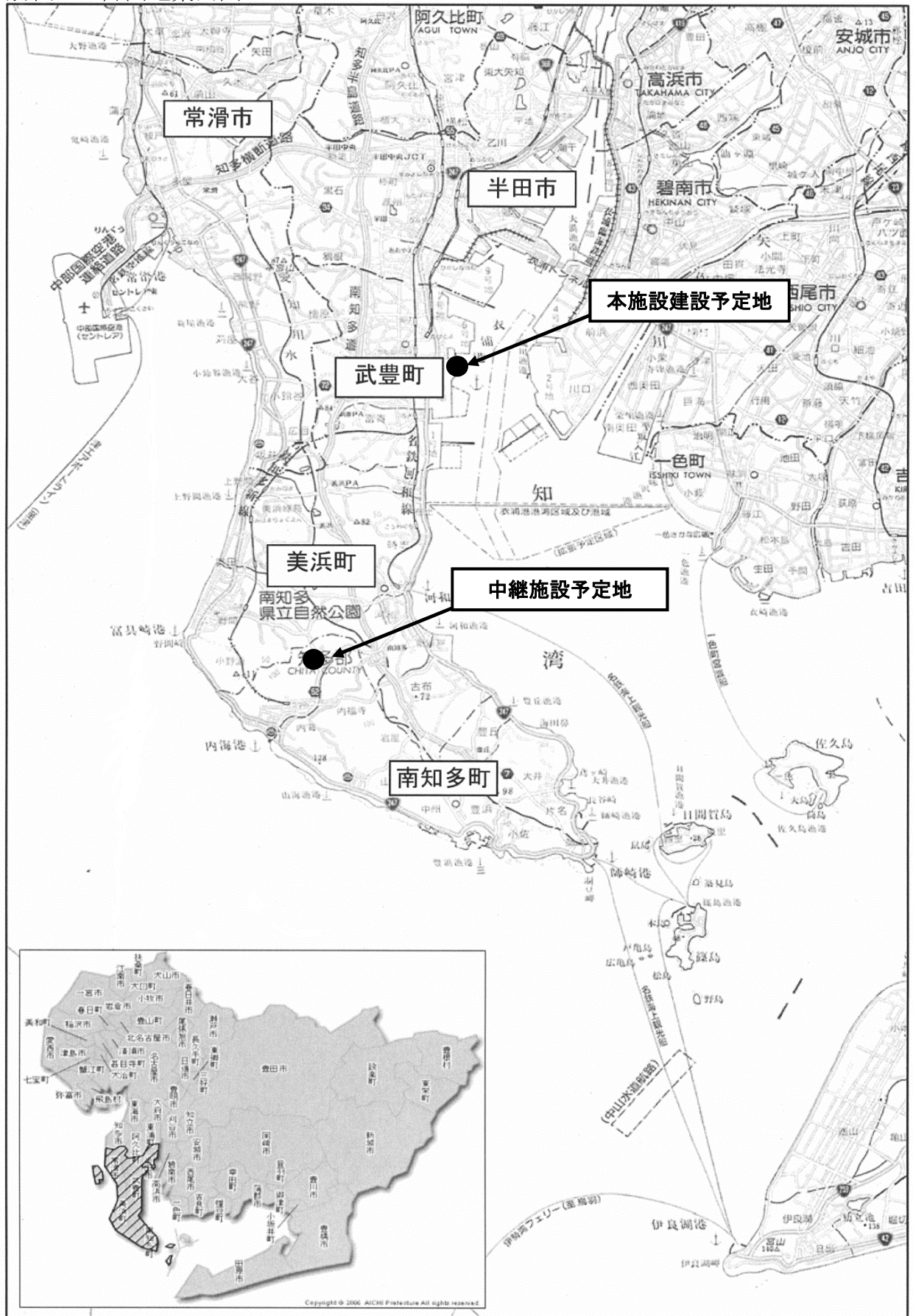
No.	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	質問の内容
(例)	1	I	1	(1)	事業名称	○○○○…
1						
2						
…						

■実施方針に関する意見

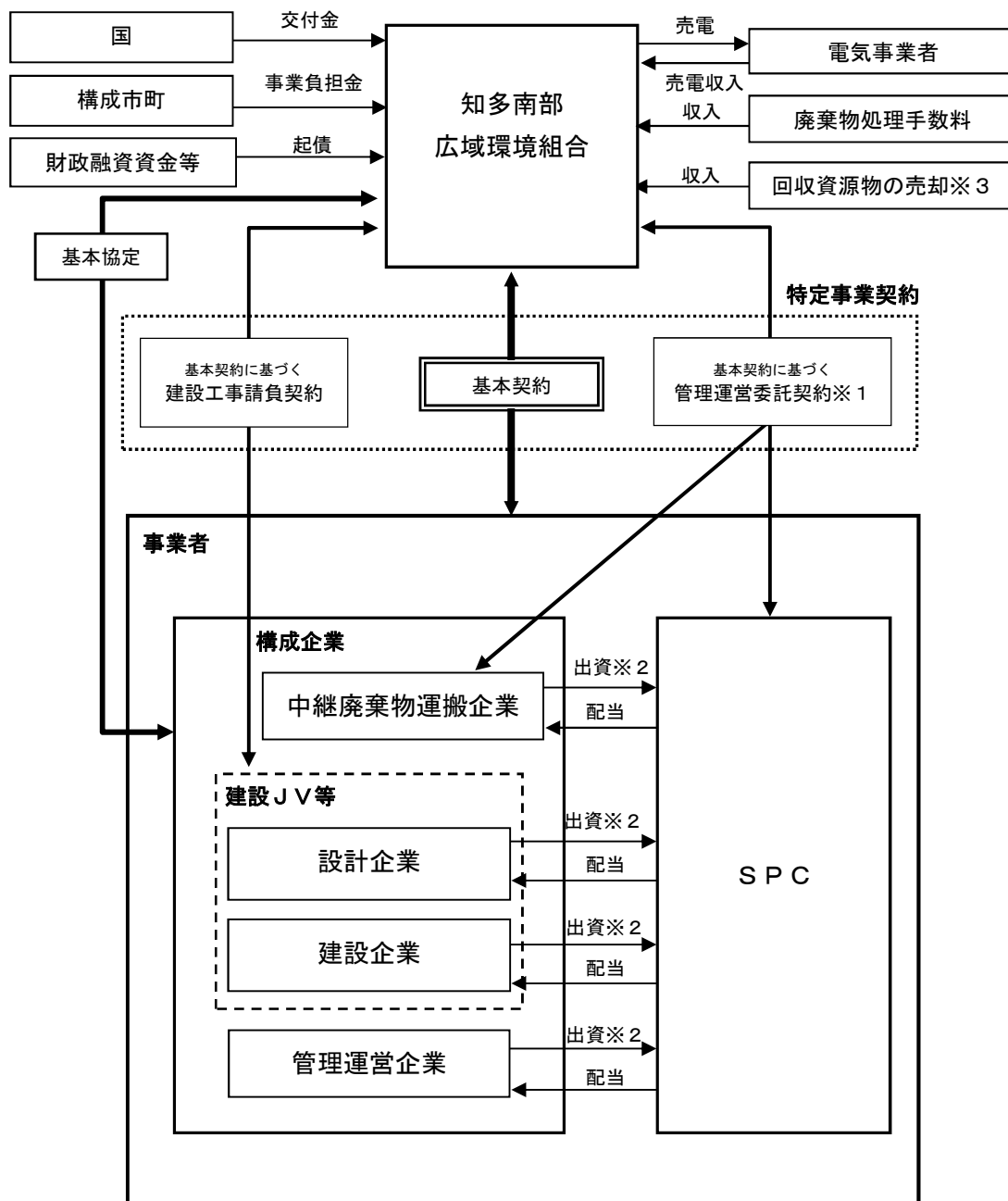
No.	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	意見の内容
(例)	1					
1						
2						
…						

別添のエクセルファイルにて  
 ご記入いただき提出ください。

別紙1 計画地案内図



別紙2 事業スキーム図



- ※1：中継廃棄物運搬企業が運搬業務を実施する場合、組合、SPC及び中継廃棄物運搬企業の3者で管理運営委託契約を締結する。なお、SPC自ら運搬業務を実施する場合は、組合とSPCの2者で管理運営委託契約を締結する。
- ※2：構成企業のうち、熱回収施設プラント担当、不燃・粗大ごみ処理施設プラント担当の設計企業、建設企業及び管理運営企業は構成員として、SPCへの出資が必要。これら以外の企業については協力企業としての参加も認める（協力企業として参加する場合、SPCへの出資は不要）。
- ※3：資源化先の探索等は事業者が行うが、回収資源物の売却収入は組合帰属とする。



別紙3 予想されるリスク及び組合と事業者のリスク分担表（案）

	リスクの種類	リスクの内容	負担者※1	
			組合	事業者
共通	入札説明書リスク	入札説明書等の誤り、内容の変更に関するもの等	○	
	契約締結リスク	組合の事由のほか、議会の不承認により契約が結べない、契約締結が遅延する等	○	△ ※2
		事業者の事由により契約が結べない、契約締結が遅延する等		○
	計画変更リスク	組合による事業の業務範囲の縮小、拡充等	○	
	用地確保リスク	事業用地の確保に関するもの	○	
	近隣対応リスク	本施設の設置に対する住民反対運動等に関するもの	○	
		上記以外のもの		○
	第三者賠償リスク	調査・建設・管理運営段階における騒音・振動・地盤沈下・臭気等に関するもの及び事業者の責めに帰すべき事由によるもの		○
		本事業に直接関係する法令等の新設・変更に関するもの	○	
		事業者の利益に課される税制度の新設・変更に関するもの（法人税率の変更等）		○
	許認可遅延リスク	事業者が実施する許認可取得の遅延に関するもの	○	
	応募コスト	応募費用に関するもの		○
	物価変動リスク	施設の供用開始前のインフレ・デフレ（施設整備費用に相当する部分）	○	△ ※3
		施設の供用開始後のインフレ・デフレ（管理運営費用に相当する部分）	○	△ ※3
事故の発生リスク	設計・建設・管理運営業務における事故の発生		○	
事業の中止・遅延に関するリスク	組合の指示、組合の債務不履行によるもの	○		
	事業者の債務不履行、事業放棄、破綻によるもの		○	
不可抗力リスク	天災・暴動等の不可抗力による費用の増大、計画遅延・中止等	○	△ ※4	
設計段階	設計変更リスク	組合の指示、提示条件の不備・変更による設計変更による費用の増大、計画遅延に関するもの	○	
		事業者の提案内容の不備・変更による設計変更による費用の増大、計画遅延に関するもの		○
	測量・地質調査の誤りリスク	組合が実施した測量・地質調査部分に関するもの 事業者が実施した測量・地質調査部分に関するもの	○	○
建設段階	建設着工遅延リスク	組合の指示、提示条件の不備・変更によるもの 上記以外の要因によるもの	○	○
	工事費増大リスク	組合の指示、提示条件の不備・変更による工事費の増大 上記以外の要因による工事費の増大	○	○
	工事遅延リスク	工事遅延・未完工による施設の供用開始の遅延		○
	一般的損害リスク	工事目的物・材料・他関連工事に関して生じた損害		○
	性能リスク	要求水準との不適合（施工不良を含む）		○
運営段階	受入廃棄物の品質リスク	受入廃棄物の質に起因する費用の増減等	○	△ ※5
	受入廃棄物の量の変動リスク	受入廃棄物の量の変動による費用の増減等	○	△ ※6
	性能リスク	要求水準との不適合		○
事業終了時	施設の性能確保リスク	事業終了時における施設の性能確保に関するもの		○

※1：負担者 ○主分担、△従分担

※2：事業者は既に支出した金額を負担

※3：一定の範囲内の物価変動は事業者が負担

※4：不可抗力の場合、事業者は一定の範囲もしくは一定の額を負担

※5：事業者が実施すべき確認を怠る等の事業者の業務が不適切な場合、又は要求水準書に示すごみ質の範囲内の変動の場合は、事業者が負担

※6：事業者が提案し、契約した委託料の構成（固定料金及び変動料金）について、事業者はリスクを負担